

訓練機関の皆さまへ

ジョブ・カードが 新しくなりました！

平成27年
10月1日から



ジョブ・カード君

ジョブ・カードは平成27年10月1日から新しい様式に変わり、作成しやすくなりました。新しい様式は**ジョブ・カード制度総合サイト**からダウンロードできます。既に作成したジョブ・カードはこれまでと同様に活用できます。また、旧様式も当面使用することができます。

新しいジョブ・カードの特徴

新しいジョブ・カードは「**生涯を通じたキャリア・プランニング**」や「**職業能力証明**」に活用できるツールです。個人のキャリアアップや、多様な人材の円滑な就職などを促進するため、労働市場のインフラとして、キャリアコンサルティングなどの個人への相談支援をはじめ、就職活動、職業能力開発などの各場面で活用できます。特に、教育訓練機関では、次のようなことが期待されています。

「生涯を通じたキャリア・プランニング」のツールとして…

キャリアコンサルティングの場面などで活用し、訓練受講前には訓練受講の必要性をより明確にし、訓練受講中や訓練受講後には職業意識の向上や訓練効果の向上などを促進すること。

「職業能力証明」のツールとして…

訓練成果の評価などの情報を、就職活動の際の応募書類などに活用することで、円滑な就職を促進すること。

訓練成果の評価などにはジョブ・カードの活用を

各訓練機関※においては、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング、訓練成果の評価を確実に行ってくださいますようお願いいたします。訓練機関で作成する「**職業能力証明（訓練成果・実務成果）シート**」などの活用は、訓練受講者の能力を「見える化」するために重要です。このシートについては、①訓練受講者に対して、その内容が求人企業に対するアピールポイントとなる場合、応募書類としての活用を促し、②応募先企業に対して、企業が指定する履歴書などに追加して応募書類の一つとして受け付けてもらえるように説明し、理解を求めてくださいますようお願いいたします。職業能力証明（訓練成果・実務成果）シートは、訓練の種類、実施機関ごとに定めています。適切なものをご使用ください。

※ 独立行政法人高齢・障害・求職者支援機構、都道府県、委託訓練実施機関、求職者支援訓練実施機関

各種様式のダウンロードや詳しい情報は**こちら**

ジョブ・カード制度総合サイト <http://jobcard.mhlw.go.jp>



厚生労働省・都道府県労働局

LL271019能キ02